

定 款

一般社団法人日本オーディオ協会

平成 23 年 4 月 1 日

令和 2 年 6 月 18 日 改定

一般社団法人日本オーディオ協会 定款

前文

この定款は、1952年に日本オーディオ協会が設立された趣旨である「可聴音・高忠実度録音及び再生の飽くなき追求」と、それを通して再生音楽文化、即ちオーディオ文化を広め、楽しさと人間性に溢れた社会を創造するために、日本オーディオ協会の活動の基本を定めたものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本オーディオ協会（英文名：JAPAN AUDIO SOCIETY、略称JAS）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事業所を東京都港区高輪3丁目4番13号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、音及び音楽を中心とした感性価値向上の立場から、オーディオシステム及びオーディオビジュアルシステム（以下、「オーディオ等」という。）に関するソフト、ハード、並びに視聴環境の調査及び研究、啓発、普及、更に基準の作成、人材の育成、情報の収集提供、展示会の開催などを内外関係機関等との交流・協力により推進することにより、オーディオ等文化の向上と関係分野の発展を図り、もって我が国の経済の発展と生活文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) オーディオ等に関するソフト、ハード、視聴環境の調査及び研究
- (2) オーディオ等に関する普及及び啓発
- (3) オーディオ等に関する基準の作成
- (4) オーディオ等に関する情報の収集・分析及び提供
- (5) オーディオ等に関する展示会及び啓発に関する催事の開催
- (6) オーディオ等に関する人材の育成
- (7) オーディオ等に関する内外関係機関との交流及び協力
- (8) オーディオ等に関するソフト、ハード及び出版物の制作及び販売
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内を含め全世界で行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の社員たる構成員は、以下の会員の名称（以下、「会員」という。）をもって構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員とは、この法人の目的に賛同して入会するオーディオならびにオーディオビジュアル等に関する事業を営む法人登記済み法人もしくは法人登記済みのオーディオ等関係団体とし、自らこの法人の目的遂行に努めるもの(以下、「法人正会員」とする。)をいう。また、オーディオならびにオーディオビジュアル等に関心を有し、この法人の事業に協力しようとする個人(以下、「個人正会員」とする。)をいう。
- 3 賛助会員とは、この法人の目的に賛同して入会する、オーディオならびにオーディオビジュアル等に関する事業を営む法人若しくはオーディオ等関係団体とし、この法人の事業に協力しようとするもの(以下、「法人賛助会員」とする。)をいう。また、オーディオならびにオーディオビジュアル等に関心を有し、この法人の目的及びビジョンに賛同する個人(以下、「個人賛助会員」とする。)とする。
- 4 法人会員とは、法人正会員および法人賛助会員を示し、個人会員とは、個人正会員および個人賛助会員を示す

(会員資格の取得)

第6条 この法人に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する代表者（以下、「会員代表者」とする。）一名を定め、会長に届けなければならない。
- 3 この法人に入会を希望し理事会において承認を受けた者は、別に定める入会金を速やかに納入しなければならない。なお、入会金は総会において別に定める。
- 4 会員代表者を変更した場合は、別に定める変更届を速やかに会長に提出しなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動として経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になったとき及び毎年、別に定める金額、並びに規則に則り、会費として支払う義務を負う。

- 2 会費の額及び規則は、総会において別に定める。

(会員の誠実義務)

第8条 会員になったものは、この法人の事業遂行を誠実に努めなければならない。

(退会)

第9条 会員が、この法人を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。

2 会員が、次に定めるいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 個人会員が成年後見の宣告を受けたとき。
- (2) 個人会員本人が死亡したとき。
- (3) 法人又は団体が破産若しくは解散したとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 定款で定めた事由の発生があったとき。

(除名)

第10条 会員が次に定めるいずれかに該当するときは、正会員は、総会により、一般社団・財団法人法の定めにより、除名することができる。なお、賛助会員は、理事会の決議により、除名することができる。

- (1) 会費を督促するもなお6か月以上又は期を跨いで滞納したとき。
- (2) この法人の定款又は規則に反したとき。
- (3) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) 正当な事由なく第8条の義務に違反したとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会または理事会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、第9条又は前条の規定の他、次に定めるいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員を除く総社員が同意したとき。

(入会金、会費及びその他の拠出金の返還)

第12条 既納の入会金及び会費又はその他の拠出金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員名簿)

第13条 この法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 この法人の会員に対する通知又は督促は、会員名簿に記した住所又は会員がこの法人に通知した居所に宛てて行うものとする。
- 3 会員は、この法人の業務時間内はいつでも、会員名簿を閲覧又は謄写することができる。
- 4 前項請求を行う会員が、その権利の確保又は行使に関する調査以外の目的等、一般社団・財団法人法に定める除外該当項目に抵触する場合、この法人は、前項の請求を拒むことができる。

(構成)

第14条 総会は、第5条第1項及び2項の正会員をもって構成する。但し、賛助会員の出席及び意見表明を拒むものではない。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次に定める事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 常勤の理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 事業報告及び収支計算表の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算表（正味財産増減計算表）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において必要と認められた事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎年6月に開催する他、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、正会員の議決権の5分の1以上から総会の目的事項、及び招集の理由を示して総会の招集を請求された場合、その請求があった日から3週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくとも開催日の2週間前に、その総会の目的事項、日時、場所及びその他法令で定められた事項を記載した文書をもって通知する。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれを務める。但し、前条2項により総会の請求があった場合においては、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。但し、個人正会員においては、特別議決案件及び理事会が必要と定めた案件のみ議決権を有するものとする。

(決議)

第20条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の

議決権の過半数をもって行う。可否同数の場合においては、議長がこれを決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員たる総正会員の半数以上であつて、総社員たる総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面等による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について、書面、電磁的方法又は代理人をもって、議決権を行使することができる。但し、代理人は、代理権を証する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において出席した正会員のうち、選任された2名の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上20名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうちには、当該理事と次に定める関係が認められる理事の総数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。
- (1) 当該理事の配偶者
 - (2) 当該理事の三親等以内の親族
 - (3) 当該理事と事実上の婚姻関係と同様の事情にある者
 - (4) 当該理事の使用人
 - (5) 前各号に掲げる者以外で当該理事から受ける金員及びその他の資産によって生計を維持している者
 - (6) 前三号と生計を同一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族及びその他特別の関係にある者
- 3 理事のうち1名を、会長とする。
- 4 会長以外の理事のうち4名以下を、副会長とする。
- 5 会長又は副会長以外の理事のなかから、1名を専務理事とする。但し、理事会の承認により、会長または副会長が、これを兼務することを認める。

- 6 前項の会長および専務理事をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 7 専務理事は、理事会の承認により、事務局長を兼務することを認める。
- 8 第6項の専務理事をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、次に定める者のなかより、総会の決議により選任する。この場合、非会員であっても、理事は2名以内、監事においては1名を限度に、前条第1項第1号の内数として、総会の決議により選任することができる。

- (1) 正会員の代表者
 - (2) 代表者の委嘱を受けた代表登録者
 - (3) 個人正会員
 - (4) 学識経験者
- 2 次に掲げる役職は、理事の中から理事会の決議により選定する。
- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 専務理事

(役員等に欠員が生じた場合の措置)

第25条 この法人の役員が、定款で定めた人数に対して欠員が生じた場合、一般社団・財団法人法第75条の定めによるものとする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。また、副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 会長及び専務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(会長に欠員を生じた場合の措置)

第27条 この法人の代表者たる会長に欠員が生じた場合、一般社団・財団法人法第79条の定めによるものとする。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなる場合、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、その権利と義務を有するものとする。

(役員報酬)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事については、総会において定める総額の範囲で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第6章 顧問及び諮問委員

第32条 この法人に、顧問並びに諮問委員を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事及び理事経験者から理事会の決議によって会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して、会長の諮問に応ずる。

4 諮問委員は、諮問内容に適した者から、理事会の決議によって会長が委嘱する。

5 諮問委員は、この法人の業務執行に関して、理事会の諮問に応ずる。

第7章 理事会

(理事会及び構成)

第33条 この法人は、理事会を置くものとする。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定並びに解職

(開催)

第35条 理事会は、3ヶ月に1回の割合で年4回以上開催する。

(招集)

第36条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。但し、会長が欠員した場合、又は会長に事故があるときは、副会長が、理事会を招集する。

2 前項に関わらず、理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(招集の手続き)

第37条 理事会の招集は、開催日の1週間前までに理事会の目的事項、日時及び場所等を明示した電磁的方法若しくは文書をもって、各理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれを務める。但し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは副会長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第95条、第96条及び第98条の定めにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第41条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は、委員をもって構成する。

3 委員は、正会員のうちから、会長が委嘱する。但し、事業推進のために必要と認められるときは、賛助会員あるいは学識経験者等非会員にあっても委嘱することができる。

4 委員会は、当該事項を調査、研究及び審議し、事業を円滑に推進するとともに、会長及び専務理事に報告する。

5 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算表については、毎年、事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経なければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出する。但し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細

2 前項の書類及び次に掲げる書類を、主たる事業所に5年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を、主たる事務所に据え置くものとする。

(1) 監査報告書

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 常勤の理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

第10章 基金

(基金の募集)

第45条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 この法人の基金の募集、割当及び払込等の手続きに関しては、理事会が決定する。

(基金の拠出者の権利)

第46条 この法人の基金は、この法人が基金拠出者と合意した期日までは、返還しない。

2 拠出者より払込又は給付のあった基金は、当該拠出者からの預金とし、この定款の定めに従って拠出者に返還される。

3 基金の返還にかかる債権には、利息を付さない。

4 基金の拠出者は、基金の返還にかかる債権を、理事会の承認なしに、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

5 基金の拠出者は、この法人の運営についての議決権、その他の権限を有するものではない。

6 基金の拠出者は、この法人の会員たる地位を兼ねることができる。

(基金の返還手続)

第47条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時総会の決議を経た上、一般社団・財団法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変換)

第48条 この定款は総会の決議によって変更することが出来る。

(解散)

第49条 この法人は、総会の決議又はその他法令で定められた事由により、解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人の解散に伴う残余財産は、総会の決議を経て、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる、法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第51条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第12章 事務局

(事務局)

第52条 この法人は、事業及び事務を円滑に推進するために、事務局を置き、別の定めにより運営する。

- 2 事務局には、所要の職員を置くものとする。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任命する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任命する。
- 5 職員は、有給とする。
- 6 職員の給与は、会長が定める。

第13章 公告の方法

(公告方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所及びこの法人が管理する電子公示に掲示する方法により行う。

第14章 補則

(実施細則)

第54条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議をもって別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第121条第1項において、読み替えて準用する同法第106条第1項に定める、一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本オーディオ協会の会員である者は、第6条の規定にかかわらず、一般社団法人の設立登記の日に、この法人の会員になった者とみなす。
- 3 この法人の最初の代表理事は、校條亮治とする。
- 4 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 事務所移転に伴い、平成26年通常総会における承認手続きを経て、第1章第2条の主たる事業所所在地を「東京都中央区」から「東京都港区」に変更。（変更日：平成26年6月5日）
- 6 平成30年通常総会における承認手続きを経て、一部改訂を行った。主な改定は第5章、役員の設置、第23条の定数を20名以上25名以下とする。（変更日：平成30年6月22日）
- 7 令和2年通常総会における承認手続きを経て、一部改訂を行った。主な改定は第5章、役員の設置、第23条の定数を10名以上20名以下とする。（変更日：令和2年6月18日）

以上



一般社団法人

日本オーディオ協会

JAPAN
AUDIO
SOCIETY

〒108-0074 東京都港区高輪 3-4-13

電話：03-3448-1206 FAX：03-3448-1207